入　　札　　公　　告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和３年１月２９日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所　管理部門長　渡邊　朝生

１．調達内容

（１）調達件名及び数量　「日本海スルメイカ新規加入量調査」に係る用船　一式

（２）調達仕様　入札説明書による。

（３）履行期間　自）令和　３年　４月１２日
至）令和　３年　４月２３日

（４）履行場所　入札説明書による。

（５）入札方法　入札金額は、用船料１ケ月分に相当する金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その者約に応じる地か０）を落札価格とする事。なお、入札書に記載される金額びる１０１を消費税相当額を入札書に記載した税抜き価格と、契約書端数、あ望載金及あ

５．提案書の提出方法

入札者は入札説明書に示す提案書を、下記６．に定める受領期限までに提出場所に正１部を提出すること。

６．入札の日時及び場所等

（１）入札書及び提案書の受領期限及び提出場所

令和３年２月２４日　１７時
３．①に同じ

（２）開札の日時及び場所

令和３年３月　３日　１４時００分
神奈川県横浜市金沢区福浦２－１２－４
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所　ビデオライブラリー室
開札後、価格評価点の計算及び技術評価点との合計作業があるため落札者の決定までに時間を要することがあるる。また、下記７．で不合格となった者の入札書は開札しない。

７．提案書の審査

入札者が提出した提案書は、評価項目一覧（要求事項）に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。評価項目のうち基礎項目については、基礎点に満たなければ不合格となる。

８．その他

（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

（２）入札保証金及び契約保証金

免　除。

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）契約書作成の要否

要。

（５）落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格を提示した者を落札者とする。ただし、その価格が予定価格を下回り、かつ、当該者が提出した入札書の内容が適正であると認められる場合に限り、当該者と契約を締結する。なお、予定価格の範囲内で提示した者が複数あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

（６）競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書を提出し、審査結果通知書に記載された資格のない者は、入札書を提出することができない。ただし、共同体を除く。

（７）詳細は入札説明書による。

９．契約に係る情報の公表

（１）公表の対象となる契約先

①当該契約者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上経験者（顧問等※注１）として、当該契約先に役員経験者が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

②当該契約先に役員経験者が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

※注１　「役員等」とは、相談役、顧問、理事、監査役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲載されている取締役と同等の権限を有する者をいう。

※注２　「役員経験者」とは、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲載されている取締役、顧問、相談役、理事、監査役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲載されている取締役、顧問、相談役、理事、監査役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲載されている取締役、顧問、相談役、理事、監査役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲載されている取締役、顧問、相談役、理事、監査役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当

（２）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約金額、契約先に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれに該当するかの旨

①当該契約先に役員経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当該役員経験者が当機構に再就職していること

②当該契約先に役員経験者が、当機構に再就職していること

③当該契約先に役員経験者が、当機構に再就職していること

④当該契約先に役員経験者が、当機構に再就職していること

（３）当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構契約に係る情報を公表する。

①当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）

（５）その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

１０．公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。
公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。
なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか１箇所に１回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

１．調　　査　　名　：　日本海スルメイカ新規加入量調査

２．調査目的・概要

2021 年のスルメイカの加入量を漁期前の早期に把握すること、および把握精度向上を目的として、表層トロール網を用いて採集試験を行う。各県の試験研究機関と共同で日本海沿岸から沖合海域の分布状況を調査し、2021 年の加入量を予測するための資料を集積する。海洋観測等により、環境情報を収集することによって、本系群の分布様式と海洋環境の関連性を把握する。

３．調　査　内　容

＊各調査点において下記の調査を夜間に実施する。

①メモリー式 CTD による観測　（調査点　約 20 点）

・メモリー式 CTD を用いた観測（水深約 0～300m）を行う。機器取付及びウィンチ操作は乗組員が行い、メモリー式CTD により取得したデータ整理は調査員が行う。

・メモリー式 CTD を用いることが出来ない場合には予備のメモリー式 STD に代えて調査を行う。

・本調査で使用するメモリー式CTD（シーバード社製　SBE19Plus）またはメモリー式STD（アレック電子社製　AST-1000）は当機構が用意する。

②プランクトンネットによる採集（曳網回数 約 20 回）

・水深 150m までの鉛直曳網で実施する。原則として、1m/s で揚収し、動物プランクトンサンプルを取得する。

・本調査で使用するプランクトンネット（LNP ネット、口径 45cm、重量約 5kg、目合 0.33mm）、重錘（約 15kg）は当機構が用意する。

③表層トロール曳網によるスルメイカ採集（曳網回数 約 20 回）

・表層トロール網を用い、表面（ヘッドロープが水面に浮いた状態）で曳網し、採集調査を行う。基本的にワープ長 200m、船速約 3 ノットで曳網する。表層トロール網を用いた操作（トロールウィンチ取付け及び曳網等に係る操作）は乗組員が行う。

・本調査で使用する表層トロール網（ニチモウ社製 NRT13、口径 10m）および付属品は当機構が用意する。

４．調査必要装備（本調査を実施可能な機能を有し、用船期間中に使用可能な状態（精密機器の校正等含む）で船舶に整備されていること。）

①　観測用ウィンチ　１台

・上記３．①及び②調査用　１台（同調査は同時に行わないため兼用可）

② トロールウィンチ　１台

・上記３．③調査用

③ 冷凍設備　約 0.1m^3

・調査にて採集した標本を保存するため、冷凍温度－20℃以下の冷凍設備（100L 程度の冷凍庫でも可能）を有すること。なお、冷却システム等は問わないものとする。

５．総　ト　ン　数　　500 トン以下

６．乗船調査員数（同時期に乗船する最大調査員数）　２名

７．用　船　期　間　　令和３年４月１２日～令和３年４月２３日

８．運　航　予　定　　３．４．１２　用船開始、調査機材等搬入、用船開始港出港
　　３．４．２２　新潟港入港
　　３．４．２３　調査機材等搬出（新潟港）、用船解除

９．調　査　海　域　　日本海

10．調 査 海 域 図

■は定点調査点、
×は選択調査ライン（案）

先に、調査定点を実施し、
その後に水温条件を基に
選択ラインで調査を実施。

＊定点調査点の実施予定
順も合わせて示す。

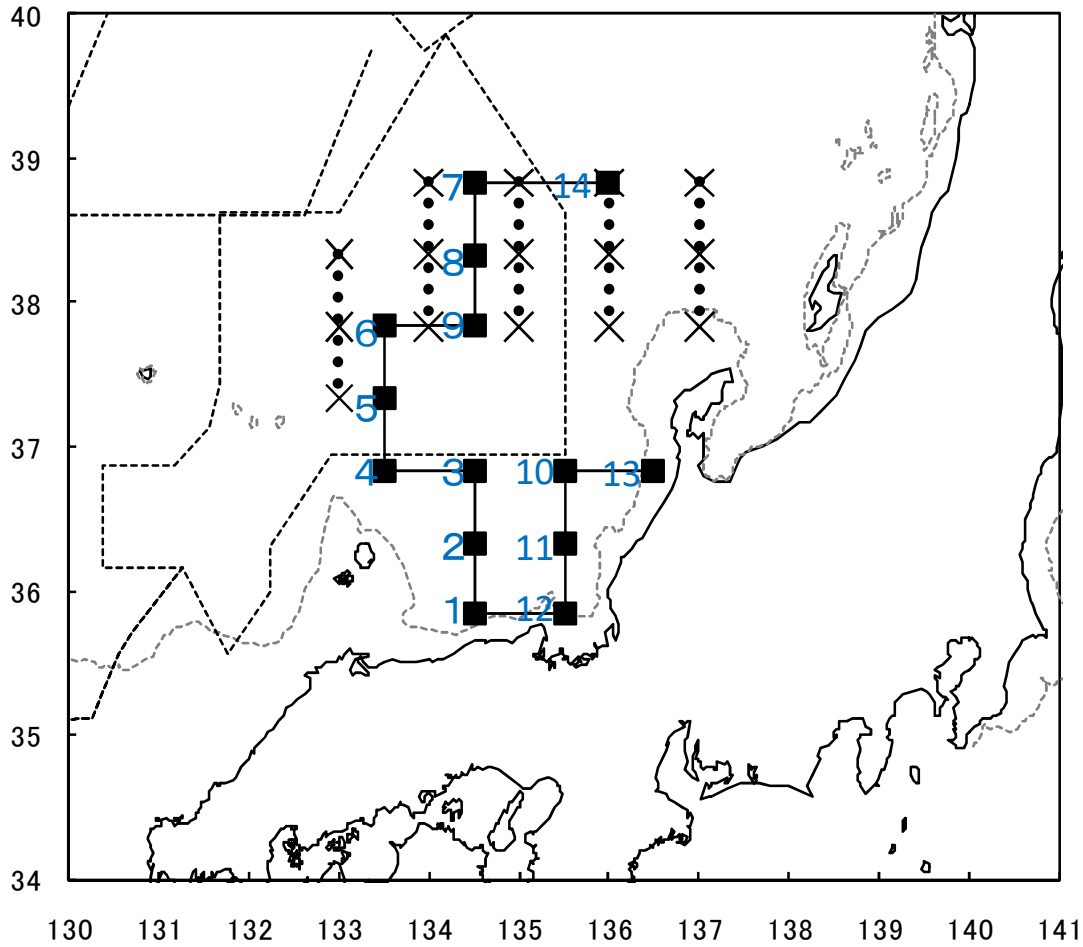

11．担 当 研 究 所　　水産資源研究所

12．そ　　の　　他

①詳細については担当職員の指示に従うこと。

②運航にあたっては、第三者所有漁具等への事故が発生しないよう細心の注意を払うものとする。なお、運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか別添「漁業調査船に関する用船仕様書」によるものとする。

③用船契約期間中に消費した燃油は当機構が別途供給するものとする。

④用船開始港については調査海域周辺（鳥取県から新潟県（日本海側））の港とし、調査に支障の無い範囲内で請負業者と協議の上、変更することができるものとする。